

Ⅲ 各段階における対策

◆印は、緊急事態宣言時に実施する措置

	未発生期	海外発生期	発生早期	市内・県内感染期	小康期
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・発生に備えた体制整備 ・発生に備えた情報収集及び提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内での発生に備えた各種体制の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・流行のピークを遅らせるための感染症対策の実施 ・感染拡大に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策の主眼を早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替え 	<ul style="list-style-type: none"> ・第二波に備えた第一波の評価 ・医療体制、社会経済活動の回復
(1) 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・行動計画等の作成 ・体制の整備及び県・近隣市町との連携強化 ・定期的な市対策会議の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理部会の設置 ・県対策本部が設置された場合は、任意の市対策本部を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理部会を随時開催 ・県対策本部が設置された場合は、任意の市対策本部を設置 ◆市対策本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内、県内の発生状況に応じて市が実施すべき対策を判断する。 ◆市対策本部の設置 ◆緊急事態宣言時における措置が不可能な場合、他自治体への応援要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策の評価・見直し ◆緊急事態解除宣言による速やかな市対策本部の廃止 ※必要に応じ任意の市対策本部を継続設置
(2) 情報収集及び情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県等からの情報収集 ・市民への継続的な情報提供 ・コールセンター等の設置準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県からの情報収集の強化 ・市民への適切な情報提供 ・国、県及び関係機関との情報共有 ・コールセンター等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県からの情報収集の強化 ・市民への適切な情報提供 ・国、県及び関係機関との情報共有 ・コールセンター等の設置及び体制強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県からの情報収集 ・市民への適切な情報提供 ・国、県及び関係機関との情報共有 ・コールセンター等の設置継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県からの情報収集 ・市民への適切な情報提供 ・国、県及び関係機関との情報共有 ・コールセンター等の縮小
(3) 予防・まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ・個人における対策の普及啓発 ・水際対策に関する連携強化 ・予防接種体制の構築 ・予防接種に関する理解促進 ・医療体制整備への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内でのまん延防止対策の実施・強化 ・国の方針に基づく特定接種の実施 ・住民接種体制の整備 ・予防接種に関する理解促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内でのまん延防止対策の実施・強化 ・特定接種の継続 ・住民接種の対象者や接種順位等の情報周知 ・予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を実施 ・予防接種に関する理解促進 ◆予防接種法第6条第1項に基づく臨時予防接種を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な感染対策等を強く勧奨 ・特定接種の継続 ・住民接種の対象者や接種順位等の情報周知 ・予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を実施 ・予防接種に関する理解促進 ◆県が行う学校や保育施設等における感染対策の要請等取組へ協力 ◆県が行う外出自粛要請、施設の使用制限等への協力 ◆予防接種法第6条第1項に基づく臨時予防接種を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・流行の第二波に備え住民接種(予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種)を実施 ◆流行の第二波に備え、住民接種(特措法第46条に基づく臨時接種)を実施
(4) 市民生活及び地域経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画等の策定 ・要援護者への支援体制の構築 ・物資及び資材の備蓄等 ・火葬能力等の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続に向けた準備 ・要援護者対策を進める ・遺体の一時安置可能施設等の確保準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の継続 ・要援護者に対し必要な支援を実施 ・死亡者の増加に備えて火葬体制を強化 ◆水の安定供給に関する措置 ◆生活関連物資等の価格の安定を図る措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の継続 ・要援護者、在宅療養者に対し必要な支援を実施 ◆水の安定供給に関する措置 ◆生活関連物資等の価格の安定を図る措置 ◆埋葬・火葬の特例による遺体の一時安置施設確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の継続 ・要援護者、在宅療養者に対し必要な支援を実施 ・流行の第二波に備え、住民支援体制の再構築 ◆緊急事態措置の縮小・中止